

後見・保佐・補助・任意後見の概要と取引時の対応ポイント

ここでは法定後見制度と任意後見制度の概要と預金取引時の対応について解説します。

三ヶ尻一郎 三ヶ尻法律事務所 弁護士

石田太郎 三ヶ尻法律事務所 弁護士



ケースで学ぶ 成年後見人等との取引

法定後見・任意後見の基本と適切な取扱実務

高 齢社会を迎える中、成年後見制度利用促進法も成立し、成年後見制度を活用するお客様は今後、さらに増えることが見込まれます。一方で成年後見人等による資産の使い込みが問題になるなど、金融機関ではより慎重で適切な取扱いが求められます。

本特集では、具体的な取引事例を挙げ、法定後見制度・任意後見制度利用者への対応ポイント等を解説します。

認識

知症や精神疾患等により判断能力が不十分になってしまった人が、権利関係や契約内容を十分に理解できずに財産管理や各種契約の締結を行うと、不利益を被ってしまうおそれがあります。

このように判断能力が不十分になってしまった人について、成年後見人等が支援を行うことで、その権利保護を図ろうとするのが成年後見制度です。

成年後見制度には、大きく分けて、①法定後見制度と、②任意後見制度の2つがあります。

後見等の利用には 家裁への申立てが必要

① 法定後見制度

法定後見制度は、本人の判断能力が不十分になった場合に、申立権者（本人、配偶者、四親等内の親族等）が本人の住所地を管轄する家庭裁判所に対し後見等開始の審判を申し立て、これが認められた場合に開始されます。

審判の申立てに必要な書類等と

しては、⑦申立書、⑧診断書、⑨申立手数料、⑩登記手数料、⑪郵便切手、⑫本人の戸籍謄本等が挙げられます。

法定後見制度は本人の事理弁識能力（判断能力）の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの制度に分類されます（[図表](#)）。

② 任意後見制度

任意後見制度とは、将来、認知症や精神疾患等により判断能力が不十分になった場合に備えて、事前に本人が自分の代理人となる者（任意後見人）を選び、任意後見契約を締結しておく制度です。

任意後見契約において、本人は任意後見人に対し、自己の生活や療養看護に加え財産の管理に関する事務の全部または一部を委託することができます（任意後見契約に関する法律2条1号）。なお、任意後見契約は公証人が作成する公正証書によって締結しなければなりません（同3条）。

任意後見契約の効力は、申

立権者（本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者）が本人の住所地を管轄する家庭裁判所に対して申立てを行い、任意後見監督人が選任されたときから生じます。

では、次ページからは、後見・保佐・補助・任意後見の概要や預金払戻し時の留意点などを見ていきます。

● 法定後見制度の概要

	後見	保佐	補助
本人の判断能力	常に判断能力を欠く状態	判断能力が著しく不十分な状態	判断能力が不十分な状態
申立権者	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官等		
成年後見人等の権限	法律上の権限	財産管理の全面的な代理権・取消権	法定の特定行為についての同意権（取消権）
	申立てで付与される権限		<ul style="list-style-type: none"> 法定の特定行為以外の行為についての同意権（取消権） 特定の法律行為についての代理権